

【お知らせ】経過措置対象となる技術者を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けているみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が沈静化していないことを受け、「とび・土工工事業」の技術者を「解体工事業」の技術者とみなす経過措置期間が、令和3年3月31日から令和3年6月30日まで延長することになりました。

この経過措置の対象となる技術者を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合、令和3年7月1日以降はこのままでは許可が維持できなくなります。

経過措置の対象である技術者が令和3年7月1日以降に解体工事業の技術者となるためには、令和3年6月30日までに要件（登録解体工事講習の受講等）を満たし、かつ変更してから2週間以内に変更届（営業所専任技術者の有資格区分の変更又は要件を満たす別の技術者への変更）を提出する必要があります。

なお、令和3年7月1日以降、要件を満たすことができずに営業所専任技術者の変更届の提出ができない場合は、解体工事業の許可について廃業届を30日以内に提出する必要がありますので、ご注意ください。

経過措置対象となる技術者や登録解体工事講習の実施機関につきましては、次の資料をご参照ください。

[\(PDF ファイル\) 解体工事業の経過措置終了についてのお知らせ \(国交省\)](#)

なお、(一財)全国建設研修センターでは、令和3年2月より、登録解体工事講習のオンライン講習(インターネットを介したオンライン講習)が実施されています。

詳細は(一財)全国建設研修センターのホームページをご参照ください。

[【登録解体工事講習のオンライン講習\(インターネットを介したオンライン講習\)実施について】](#)